

解答

解説

〔H25〕

- A ⑬ 長さ
- B ④ 午後10時から午前5時まで
- C ⑫ 適用しない
- D ⑰ 労働安全衛生規則第44条の規定によるいわゆる定期健康診断
- E ① 衛生工学衛生管理者免許を受けた者

《ポイント》

C：「上記各事業」（農林水）については「別途規定している」

※年少者に対しては「原則」として深夜業の規制が「適用される」が、上記各事業については別途規定している、との文脈から「例外」とであると判断して「適用しない」を選択する。

〔H26〕

- A ⑯ 含まれるもの
- B ⑩ 時間単価に換算した賃金額
- C ⑬ 重要な要素
- D ⑤ 衛生委員会若しくは安全衛生委員会
- E ⑥ 勧奨する

《ポイント》

B：店舗に所属する「アルバイト・パート」等の賃金額に満たない場合には

※アルバイト・パートは「時間給」と考えて判断する。